

## 米内光政内閣期の対外政策と対汪兆銘交渉

井筒 康人

日本史学 後期課程2年

## はじめに

1940年（昭和15）3月30日、「還都」の名の下に南京国民政府（以下、汪政権と表記する）が成立する。当初首席代理の地位にあった汪兆銘が事実上の首班であったが、汪は、国民政府内で蒋介石に次ぐ実力者であったが、1938年に近衛声明に呼応して重慶からハノイへ脱出、以後汪政権樹立に中心的役割を果たした。汪の背後には日本側が親日政権を樹立しようと画策しており、汪は傀儡として利用されたと一般に広く知られているといっただろう。この、汪政権は日本の傀儡国家である、という認識は従来の研究でも自明のこととされ、それ以上分析が深められることは稀であった<sup>1)</sup>。

近年では、汪兆銘研究が盛んに行なわれるようになり、汪政権を単純な傀儡政権とする見解には修正が迫られている<sup>2)</sup>。ただ、そのような研究においても、汪政権の施策やアジア・太平洋戦争参戦問題が考察の中心とされ、1940年前後の日華基本条約を締結し、日本政府が汪政権を国際的に承認するまでの期間は考察の中心的な対象とはされていないように思われる。しかし、汪政権成立直後から、11月に日華基本条約を締結するまでの日本と汪政権の交渉は、政権の誕生直後という事情をふまえれば、汪政権の性格を左右する重要な時期ではなかったか。また、後述するように、当該期は日本側にとっても一つの転機ともいべき時期であり、日本側がどのような意図をもっていったのか、という点もあわせて考察される必要がある。

そこで、本研究では汪政権が建国宣言をし、日本との日華基本条約締結交渉を開始した米内光政内閣期を対象として、日本側が汪政権とどのように接触しよう

としたかを明らかにすることを課題とした。この課題を解明するために表1に示す諸機関でそれぞれの史料調査を行なった。

阿部信行関係文書中には、汪政権との交渉に関する公文書が残されている<sup>3)</sup>。その中には、外務省外交史料館所蔵の外務省記録との重複も少なくないが、手書きの覚書が数点残存し、交渉経緯における阿部や随員団の見解を知ることができた。また、桐工作関係資料からは、1940年3月に行なわれた第一次予備会談の後に、陸海軍間での具体的な議論の内容を知りえた。盛岡市先人記念館所蔵の米内光政関係資料は戦後の書簡が大半であり、わずかに残っている当該期の書簡もごく私的な内容が多く、本稿に関連する史料を見出すことは出来なかった<sup>4)</sup>。

以上の調査から得られた成果を報告するにあたり、次のような構成をとることにしたい。まず当該期の日本がどのような状況にあったのかを概観する。そして、阿部信行特派大使を中心に南京に派遣された交渉団がどのような方針であったかを検討する。次に、大使団派遣とほぼ同時に進められた「桐工作」（重慶政府の要人・宋子良の弟をなれる人物との直接交渉）と対汪交渉が当該期にいかなる関係にあったかを明らかにしておく。この作業により、対汪交渉が日中戦争の解決策としてどう位置づけられていたかを明らかに出来ると考える。最後に、米内内閣末期には大使団による交渉と桐工作とが国内政治の変化をうけてどのように展開したか、という点を考察する。

## 1. 米内光政内閣成立にいたるまでの経緯

1937年（昭和12）7月、盧溝橋事件に端を発し日中戦争が始まった。近衛文磨首相は翌年1月に「国民政府を相手とせず」と声明し、蒋介石率いる国民政府を中央政府としては否認する立場を鮮明にした。同時に、日本政府は汪兆銘を首都・重慶から脱出させ、汪に親日的な新政府を樹立させ、この新政府を中国の中央政府とみなすという手法をとった。実際、38年12

表1 調査史料及び所蔵機関

機関	調査史料（群）
国立国会図書館	阿部信行関係文書
防衛省防衛研究所	桐工作関係資料
盛岡市先人記念館	米内光政関係資料

月に汪のハノイへの脱出をうけて、近衛は「善隣友好・共同防共・経済提携」を唱えたのであった。その声明にさきがけて11月に「東亜新秩序」建設を日中戦争の目的とする、と表明したことは、汪擁立と密接な関係を有していたのである。

ただ、日中戦争の予想外の長期化と、防共協定に参戦規定を追加するか否かという、防共協定強化問題に直面した近衛は39年1月突如内閣を投げ出した。後を受けた平沼騏一郎内閣も防共協定強化問題に結論をだせずにいると、8月には突如ドイツがソ連との不可侵条約の締結を公表する。独ソ不可侵条約締結は、提携国であったドイツが防共の方針を覆したことを意味し、同時に日本の従来の日独関係強化という外交方針の頓挫に他ならなかった。その衝撃の中、平沼内閣は総辞職し、阿部信行が組閣する。

阿部内閣が40年1月早々に総辞職したことをうけ、米内光政が首相に就く。米内は、平沼内閣で海相を務め、防共協定強化に反対を強く主張した。同じく平沼内閣では外相を務め、防共協定強化に反対した有田八郎が再び外相に就任した。米内の首相就任には、湯浅倉平内大臣の意向が大きく反映したとされているが<sup>5)</sup>、そのような状況が生じた背景には、日本とドイツとの関係が大きく変容していたという国際情勢の変化も加味する必要があるだろう。

米内は、首相就任直後の記者会見において、阿部内閣の外交方針を踏襲することを明言した。すなわち、第二次世界大戦には中立の立場をとり、日中戦争の解決を優先するという方針である。この具体的な手段として、アメリカとの関係調整と、近衛声明の実行とが挙げられる。以下、次節では全権大使として任命され、南京に派遣された前首相・阿部信行との関りを重視しながらこの問題を検討する。

## 2. 阿部信行特派大使の派遣

3月12日、汪兆銘が近衛三原則に則り日中の和平実現に努力すると声明すると、米内は汪政権に対して支援と援助を行ない、近衛声明の実現を目指すという主旨の声明を発し、汪声明に応じた。この前後から、政府内では汪政権を承認するにあたり誰を大使として派遣するか、という問題が生じていた。詳細については不明な点も多いが、米内の意向が強く作用し、阿部が大使に任命されたという<sup>6)</sup>。この特派大使は、汪政権の成立を慶賀することと、国際的に汪政権を承認する意味をもつ基本条約の調印を任務としていた。

表2 随員構成

	人数
陸軍	9
海軍	7
外務省	15
その他・不明	5

外務省記録「日華基本条約及日滿華共同宣言関係一件（阿部特派大使派遣関係ヲ含ム）第一巻」などから作成

4月12日付で阿部は大使就任の辞令をうける。これにさきだつて、8日には米内首相・有田外相が列席する下で、基本条約締結が阿部の任務とされた。また、14日には首相・外相の連名で訓令が阿部に与えられ、任務遂行に関して支那派遣軍および興亜院と阿部の権限に関する指示、英米をはじめとする第三国から「東亜新秩序」建設に対する協力が得られるように努めることの二点が指示された。基本条約案および交渉に関する要領についてはおつて訓令するものとされ、この日の段階では、具体的な内容や交渉手法に関しての指示は与えられなかった。ただ、阿部の覚書によると、この際に汪側との交渉に早くから従事し、大使随員の一人となる参謀本部の影佐貞昭から、1939年12月30日に日本側と汪兆銘側で合意を形成した「日華協議書類」の範囲をこえない程度の条件での条約締結であるかとの質問がなされ、政府側がこの発言に同意したとされる。つまり、4月に阿部が大使に任命され、中国に派遣される直前には、日華協議書類と同程度の条件で基本条約を締結し、「東亜新秩序」建設に第三国から理解を得られるようにすることが阿部の任務とされていたのである。ただ、この時点では、大まかな目標が示されたのみであり、具体的な交渉方針や条約内容に関しての指示はなかった。具体的な訓令がなかったことから、阿部は米内および有田から汪政権との国交調整に従事するという任務を自分が依託されているという認識を抱くことになった。

また、大使の随員の人数は表2のようであり、陸海軍よりも外務省関係者の人数が多い。さらに、実際の交渉では外務省の日高信六郎が日本側の中心的役割を果たした。つまり、大使随員団においては外務省の主導性が大きかったと考えられる。

## 3. 「桐工作」の開始と対汪交渉

3月上旬から中旬にかけて、上述の政府側の大使特派・汪政権承認とは別の動きが同時に進められてい

た。いわゆる桐工作である<sup>7)</sup>。この工作は蒋介石政権を直接の交渉対象としていた点で対汪政権工作とは著しく異なるものであり、近衛声明と明らかに矛盾するという問題があった。したがって、近衛声明の方針を遂行しようとする汪政権との交渉と、近衛声明とは大きく矛盾する蔣政権との交渉の軽重が問われるのであった。

この点は、桐工作の遂行を中心的に進めることになる陸軍にとっても懸案であった。さらに、汪政権ではなく蔣政権を対象とする交渉をすすめることは、汪政権の政治的立場を弱めると危惧された。しかも、この工作がそもそも重慶側の謀略工作ではないのかという疑いもあった。以上の理由から、当初は陸軍であっても桐工作を全面的に展開することには躊躇があった。

実際に3月7日から第一回の予備交渉が香港で開始されると、交渉にあたった鈴木卓爾らは重慶側が深夜に香港から重慶まで蔣の指示を仰ぎに戻ったという交渉に臨む態度や、重慶側が提示した停戦条件などを根拠に、謀略ではなく真剣な停戦交渉であると判断し、参謀本部に報告した。この報告をうけて陸海軍で協議した結果、参謀本部は直接の交戦相手である蔣政権と交渉する桐工作に期待をかけていくことになる。加えて、機密保持を理由として、桐工作には陸海軍のみが従事し、外務省を排除することも決定したのである<sup>8)</sup>。ここから、外務省の関与が大きい汪政権との交渉と、外務省を排除した陸海軍による桐工作という二重の対中交渉が展開されていたことがわかる。

#### 4. 第二次訓令の発令と桐工作の展開

阿部が日本を離れる際の訓令に記されていた基本条約案及び交渉要領に関する具体的な訓令は、1ヵ月後になっても発令されなかった。

汪政権は建国を宣言したものの、その実体が弱体・不安定であることは自他ともに認めるどころであり、日本との国交樹立が早期に実現するという見通しで「人心弛緩ヲ抑へ士気ノ沈滞ヲ喰ヒ止ムルノ実情」であったという<sup>9)</sup>。阿部も、少しでも早く汪政権を承認することが政権の強化につながり、汪政権の活用が日中戦争の解決には重要であるとする認識をもっていた。それゆえ、早期の交渉開始が必要と考えていた阿部は、訓令の遅れに不満を顕わにし、早期の交渉実現のために随員団から交渉方針の提言を行なっていた<sup>10)</sup>。

その後、6月1日に鈴木貞一興亜院政務部長が条約

および附属取極要旨案を内示する。この鈴木案は興亜院条約対策審議委員会で作製されたものと思われる。しかし、鈴木案は阿部をはじめ随員団にはうけいられるような内容のものではなかった。なぜなら、鈴木案は随員団にとって、協議書類のうちから「我ニ都合ヨキ点ノミヲ摘出羅列シ又ハ強化セル」案のように思われたからであった<sup>11)</sup>。交渉方針の作成過程において、「戦果」を盛り込もうとする立場と、「合理的」な条約とすべきとする立場で審議が難航したことがうかがわれる<sup>12)</sup>。鈴木案は「戦果」をくみこんだ条約を、随員団は「合理的」条約を、それぞれ締結しようと試みていた。既述の通り、阿部は4月に訓令をうけた時点では、米内・有田から条約締結の依頼をうけたこと、協議書類の内容から逸脱しないという言葉をとっていたことを根拠に、鈴木案に反発を示した。南京から東京に出張し鈴木案の内示をうけた随員団も阿部と同様の見解を有していたようであり、鈴木案の修正を要求している<sup>13)</sup>。結局、6月15日には第二次の訓令がだされたが、その内容は「特殊事態ノ存在ヲ考慮」することにより、鈴木案の内容を反映させるものとなった。

一方で、桐工作は6月4日から第二次予備会談に着手しており、対汪交渉は桐工作の進展を見つつ進められていたため、訓令の提示が遅くなったという事情も推測される。また、この期間には国際情勢の大きな変化があり、国内政治の勢力図にも影響を及ぼしていた。ドイツ軍の「電撃戦」勝利である。4月のデンマーク侵攻を皮切りに、ベネルクス三国、フランスに対するドイツ軍の勝利は、日本国内の親独勢力の復権を促した。つまり、陸軍の発言力が再び強まってきたのである。これは、6月29日に有田八郎外相が「南洋」に対する「重大なる関心」を表明したラジオ演説に対し、陸軍が事前に協議されなかったことを理由に猛反発し、米内内閣倒閣運動の嚆矢となった経緯からも明らかであろう<sup>14)</sup>。そのような状況下にあったからこそ、桐工作が優先され、「戦果」を盛り込む条約案が訓令案として示されたのではないか。事実、陸軍省では、汪政権承認を引延ばし、その間に桐工作によって蔣政権との停戦を実現しようとする見解が公言されていたのである<sup>15)</sup>。そのために、大使随員団には訓令の提示が遅れ、しかもその訓令は汪政権に対し苛烈な要求をつきつける内容になった。阿部以下随員団にとっては、このような内容の訓令は受け容れられるものではなかったと思われるが、陸軍の政治的復権の前には阿部や米内が汪政権との交渉前に抱いていた構想を実

現するだけの力はもはや残っていなかった。

陸軍を中心とする親独傾向の強い外交政策を唱えるグループが一時的に発言力を弱めている間に主張された米内らの欧州戦争不介入・日中戦争早期解決（汪政権の早期承認・「東亜新秩序」建設）は、ドイツの攻勢とともに復権した親独グループに圧倒された。したがって、阿部大使が構想していたような、汪政権の早期承認・強化とは明らかに異なる対汪交渉方針が採用され、交渉が開始されたのであった。

## おわりに

これまで述べてきたように、米内内閣期に汪政権との交渉と蔣政権を対象とする桐工作が同時に進められたこと、また国際情勢の変化に連動した国内政治勢力の変化をうけ、後者が前者に優越していく過程を明らかにしてきた。とはいえ、なおラフスケッチにとどまり残された課題や未知の部分も多く、考察の余地が依然として多くあるのもまた事実である。具体的に数点あげれば、第二次訓令発出にかかる政府内および大使随員団の議論や、ドイツが欧州で勝利を続ける間に具体的に親独政策を主張する主として陸軍中心の政治勢力がどのように復権していったかの裏づけなどは解明される必要があると考えている。

## 注

- 1) 汪を「協力者」という概念で捉え、傀儡政権とする一般的な見解に一石を投じた研究として John Hunter Boyle, *China and Japan at War, 1937-1945: The Politics of Collaboration*, Stanford, California, Stanford University Press, 1972があげられる。また、古厩忠夫「汪精衛政権はカイライではなかったか」(『日中戦争と上海、そして私 古厩忠夫中国近現代史論集』研文出版, 2004年), 『漢奸』の諸相(『岩波講座近代日本と植民地』第6巻, 岩波書店, 1993年)も汪兆銘政権の「主体性」を検討した先駆的な研究であるといえる。
- 2) 具体的な研究としてはさしあたり、小林英夫『日中戦争と汪兆銘』(吉川弘文館, 2003年), 劉傑「汪兆銘政権論」(『岩波講座アジア・太平洋戦争 7 支配と暴力』岩波書店, 2006年), 周惠民「日独同盟と中国大陸——「満州国」・汪精衛「政権」をめぐる交渉過程」(工藤章・田嶋信雄編『日独

関係史1890-1945 II 枢軸形成の多元的力学』東京大学出版会, 2007年)をあげておく。ただ、これら諸研究は汪の「主体性」解明に力点がおかれ、汪政権成立初期における日本と汪政権との関係は分析の中心的対象とはなっていない。

- 3) 阿部信行関係文書の原史料は東京大学大学院法学政治学研究所附属近代日本法政史料センター原資料部に所蔵されている。今回は国立国会図書館憲政資料室に所蔵されているマイクロフィルム版によった。
- 4) 米内の関係資料は残された史料に限られていることが知られているが、今回の調査はそれを裏付ける結果となった。なお、米内光政関係資料の閲覧に際しては、盛岡市先人記念館の岡聰氏にお世話になった。特に記して感謝を申し上げます。
- 5) 緒方竹虎『一軍人の生涯 提督・米内光政』(光和堂, 1983年), 柴田紳一「米内光政内閣成立の経緯」(『國學院大學日本文化研究所紀要』第95輯, 2005年)など。
- 6) 柴田紳一「阿部信行述『政治外交と軍部』の紹介」(『國學院大學図書館紀要』第8号, 1996年), 151ページ。
- 7) 香港駐在武官の鈴木卓爾と自称宋子良(重慶政府の要人・宋子文の弟)が、1938年末から1940年9月にかけて断続的に交渉を行った。この交渉を「桐工作」と呼んでいた。のちに、この自称宋子良が別人で、重慶政府の謀略行為であったことが明らかになる。
- 8) 「臼井大佐ト会談要旨(一五.三.二〇参本)」(「昭和一四.一二~一五.一一桐工作関係資料綴香港機関等」防衛省防衛研修所図書館所蔵, 支那——支那事変全般——127)。
- 9) 「昭和十五年十二月日華基本条約締結ニ関スル復命報告書」(外務省記録 B.1.0.0.J/C3 「日華基本条約及日滿華共同宣言関係一件(阿部特派大使派遣関係ヲ含ム)」第十二巻「日華條約締結に関する復命報告書」(「阿部信行関係文書」II-31)。
- 10) 昭和15年5月24日付木戸幸一宛阿部信行書簡(『木戸幸一関係文書』東京大学出版会, 1966年), 567ページ。
- 11) 「(覚書)」(「阿部信行関係文書」II-11「新中央政府成立ニ関スル書類」)。
- 12) 「昭和15年6月19日英, 独, 米, 香港, 北京(大), 上海, 天津, 広東, 南京(領)宛有田外務大臣電信」(外務省記録 A.6.1.1.9 「支那事変ニ際シ新支那中央政府成立関係一件」第一巻)。
- 13) 「興亜院条約対策審議委員会作製条約案ニ対スル大使随員団ノ所見及希望事項昭和十五.六.四」(外務省記録 B.1.0.0.J/C3 「日華基本条約及日滿華共同宣言関係一件(阿部特派大使派遣関係ヲ含ム)」第十四巻)。
- 14) 波多野澄雄「有田放送(1940年6月)の国内的文脈と国際的文脈」(近代外交史研究会編『変動期の日本外交と軍事』原書房, 1987年)。
- 15) 防衛庁防衛研究所戦史室編『戦史叢書65大本営陸軍部大東亜戦争開戦経緯〈1〉』(朝雲新聞社, 1973年), 224ページ。